

国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員の退職手当に関する規則

平成 27 年 3 月 25 日制定

令和元年 12 月 24 日改正

令和 4 年 1 月 25 日改正

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）

第 50 条の規定に基づき、国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則（以下「年俸制（一）適用教員給与規則」という。）が適用される職員（以下「年俸制（一）適用教員」という。）が退職した場合に支給する退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 年俸制（一）適用教員には、当該年俸制（一）適用教員が年俸制（一）適用教員給与規則を適用されていない間に、国立大学法人富山大学退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）第 7 条、第 7 条の 2 及び第 8 条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含まれる期間（以下「退職手当規則上の勤続期間」という。）を有している場合を除き、原則として退職手当を支給しない。また、年俸制（一）適用教員給与規則が適用されていた期間（退職手当規則第 7 条又は第 7 条の 2 の規定により退職手当規則上の勤続期間にその在職期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において年俸制（一）適用教員給与規則及びこの規則に相当するものを適用されていた期間を含む。）は、退職手当規則上の勤続期間に含まない。

第 3 条 前条の規定により退職手当を支給されることとなる年俸制（一）適用教員に対する退職手当の額は、当該年俸制（一）適用教員が年俸制（一）適用教員給与規則（他の国立大学法人等において年俸制（一）適用教員給与規則及びこの規則に相当するものを適用されていた者が本学に採用され、引き続き年俸制（一）適用教員給与規則及びこの規則を適用されることとなった場合には、当該他の国立大学法人等における年俸制（一）適用教員給与規則に相当するものを含む。）を適用されることとなった日の前日を、当該年俸制（一）適用教員が自己の都合により退職した日とみなして、同日におけるその者の本給の月額（職員就業規則第 25 条第 1 項に定める本給及び同条第 2 項に定める本給の調整額の月額の合計額とする。）を基に当該年俸制（一）適用教員が実際に退職（死亡及び解雇を含む。）した日における退職手当規則を適用して得られる額とする。

2 年俸制（一）適用教員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて他の国立大学法人等の教職員となった場合において、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制（一）適用教員給与規則及びこの規則に相当するものを適用され、当該他の国立大学法人等においてこの規則による退職手当に相当するものを支給されることとなるときは、この規則による退職手当は支給しない。

第 4 条 年俸制（一）適用教員の退職手当に関しこの規則に定めのない事項については、退職手当規則を適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。